

羽島市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で開かれた市政の実現に寄与するため、羽島市議会議長の交際費の支出に係る情報の公表(以下「議長交際費の公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名 (相手先個人名は公表について同意を得られたもののみ)
- (4) 支出金額

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 議長交際費の公表は、議会事務局での閲覧及び羽島市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。